

平成 22 年 5 月 31 日現在

研究種目：特定領域研究

研究期間：2004～2009

課題番号：16090205

研究課題名（和文） 国際取引と国際民事訴訟手続に関する総合的研究

研究課題名（英文） Comprehensive Study on International Business Transactions and International Civil Litigation

研究代表者

多田 望（TADA NOZOMI）

熊本大学・大学院法曹養成研究科・教授

研究者番号：40274683

研究成果の概要（和文）：日本における国際ビジネスの活性化のため、国際取引に関する国際民事訴訟手続上の諸問題（特に、国際裁判管轄、国際訴訟競合、国際司法共助、外国判決の承認・執行）について、その法的規律を検討し、日本における立法、判例、学説を体系化して英語によって世界に向けて情報発信を行った。併せて、国際裁判管轄及び外国判決の承認執行に関して立法提言を行った。

研究成果の概要（英文）：For the purpose of making brisk the doing cross-border business with/in Japan, this Study comprehensively examined legal issues arising in international civil litigation in Japan: international judicial jurisdiction, parallel litigation, international judicial assistance, and recognition and enforcement of foreign judgments. The legislation, court cases and academic views on these topics are translated into English and the organized and systematized information has been provided in English on the website of this Study. Furthermore, this Study made a legislative proposal on jurisdiction and recognition and enforcement of foreign judgments.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2004年度	2,700,000	0	2,700,000
2005年度	3,600,000	0	3,600,000
2006年度	4,400,000	0	4,400,000
2007年度	3,700,000	0	3,700,000
2008年度	4,100,000	0	4,100,000
2009年度	3,100,000	0	3,100,000
総計	21,600,000	0	21,600,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：

キーワード：国際取引、国際民事訴訟法、国際裁判管轄、国際訴訟競合、国際司法共助、外国判決の承認・執行、国際私法、裁判権

1. 研究開始当初の背景

(1) 戦略的リーガル・サービス・ビジネスは、アメリカとイギリスの独壇場の感があるが、

日本も世界に向けて積極的に情報発信をすることにより、世界、特にアジアにおいてリーガル・サービス・ビジネスの基盤を築く必

要がある。

(2) 英米に匹敵するサービス提供の基盤を構築するための研究は、変革期の国際社会において、我が国にとって何をおいても早急に取り組まねばならない課題である。

(3) このような基盤構築、ひいては国際取引社会における日本の地位向上のためには、国際民事訴訟法、特に 国際裁判管轄、外国判決の承認・執行、および 国際司法共助を対象として、日本の法整備を行う必要がある。

(4) しかしながら、日本の国際民事訴訟について、企業への調査をふまえた議論はほとんどなく、また、我が国際民事訴訟制度が体系立てた形で海外に情報発信されることはなかった。確かに若干の書物(Kono/ Basedow " Legal Aspects of Globalization ", Kluwer, 2000 など)はあるが、その対象は限定されており、現存する議論状況を必ずしも網羅してはいない。

(5) ハーグ国際私法会議においては、管轄・承認執行に関する新しい条約の作成が試みられており、また、EUにおけるブリュッセル＝ルガノ体制の展開、さらには米州条約機構の裁判管轄条約における議論などもその動向が注目され、これらを広く検討する必要がある。

2. 研究の目的

本研究の目的は、現代における激戦の国際取引社会で日本企業が真の意味での国際競争力を身につけ、低迷する日本経済の打開という国策の急務に貢献できるよう、国際民事訴訟法分野における我が国の現状の総括および問題の検討をしたうえで将来に向けた立法提言を行い、日本における国際取引サービス・ビジネス情報を諸外国に向けて発信することである。

3. 研究の方法

(1) 判例を集積し、学説の議論状況を総括する。その上で、英語による情報発信をする。

(2) ハーグ諸条約など欧米・アジアを中心とする諸外国の議論状況を総括する。

(3) 諸外国との比較により我が国の国際民事訴訟法の特徴を洗い出し、問題解決の検討を加えたうえで英語により発信する。

(4) 内外の研究者・実務家とのシンポジウムなどを通じて、最終的な立法提案(多国間条約の批准提言や、二国間条約案の作成も含む)を行い、内外に発信する。

(5) 隣接諸分野、とりわけ著作権侵害の国際裁判管轄事件判例が出ている国際知的財産、及び、法改正で最新の研究が期待されている国際倒産および国際仲裁の研究班との有機的な連携をはかる。

4. 研究成果

(1) 国際民事訴訟法の内外国における動向を調査し、現状把握を十分に行い、新たな知見を得た。例えば国際弁護士へのインタビューの中で、企業実務においては国際裁判管轄について管轄合意での対応が相応に図られており、立法化による管轄ルールの明確化のニーズがあるのは不法行為事件などが主であることが分かった。

(2) EU に関しては、他構成国判決のさらなる移動の自由化に向けて立法のスピードが高まっており、特に金銭支払請求裁判の統一手続を各国国内法と併存する形で創設する規則案などについて、今後の成りゆきが注目される。

(3) 国際司法共助と外国判決の承認執行に関しては、米国などの公的機関の Website において日本の情報が英語で提供されているなど、広義の司法共助における情報のニーズが高いことが分かった。

(4) 日本の国際裁判管轄、国際訴訟競合、国際司法共助及び外国判決の承認・執行に関する判例を調査し、それを英訳して英語 Website 上でデータベース化した。

(5) 日本の国際民事訴訟法に関する英語文献のリストを作成し、英語 Website 上で公開した。

(6) 国際金融法班と共同で、国際シンポジウム「中国法から見た日本法の透明化」を開催した。

(7) 知的財産法班と共同で、国際シンポジウム「知的財産権と渉外民事訴訟」を開催し、国際的知的財産権事件に関する国際裁判管轄、準拠法および外国判決の承認執行に関して立法提言を行った。

(8) 国際裁判管轄に関しては、ハーグ国際私法会議で予定されていた国際裁判管轄・外国判決執行条約作成が合意管轄に限定された小規模条約に終わったことを受けて着手された国際裁判管轄立法に関して、「国際裁判管轄法制に関する中間試案に対する意見」を国際民事訴訟法班単独でパブリックコメントとして提出・公表した。併せて、国際知的財産法班と共同で、「国際裁判管轄に関するパブリックコメント」を提出した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 24 件)

(1) 多田望「国際知的財産権侵害における暫定措置としての証拠保全序説 - 明細録取 (saisie description) と Tedesco 事件法務官意見の検討を中心に - 」熊本法学(査読有) 119号(2010) 336-279頁

(2) 多田望「欧州司法裁判所 Tedesco 事件 Kokott 法務官意見(仮訳)」熊本ロージャー

ナル(査読無)4号(2010)59-83頁
(3)長田真里「民事紛争における外国法に関する資料の収集 - 国際的システム構築の動き」法律時報(査読無)82巻2号(2010)47-51頁
(4)「日本法の透明化」プロジェクト国際民事訴訟法班(多田望=長田真里)「国際裁判管轄法制に関する中間試案に対する意見」阪大法学(査読無)59巻5号(2010)1009-1031頁
(5)Mari Nagata, The Governing Law of Contracts for the Transfer or Licensing of Intellectual Property Rights, at http://www.tomeika.jur.kyushu-u.ac.jp/c hizai/symposium/paper/007_02_08May09_Nagata.pdf (査読無)(2009)
(6)長田真里「知的財産権の譲渡、ライセンス契約の準拠法」
http://www.tomeika.jur.kyushu-u.ac.jp/c hizai/symposium/paper/007_02_JPN_08May09_Nagata.pdf (査読無)(2009)
(7)Toshiyuki Kono, Nozomi Tada & Shin Miho, Proposals of the Project "Transparency of Japanese Law": Recognition and Enforcement of Foreign Judgments, at http://www.tomeika.jur.kyushu-u.ac.jp/c hizai/symposium/paper/009_09May09_Kono-Tada-Shin.pdf (査読無)(2009)
(8)河野俊行、多田望、申美穂「知的財産に関する外国判決の承認及び執行」
http://www.tomeika.jur.kyushu-u.ac.jp/c hizai/symposium/paper/009_JPN_09May09_Kono-Tada-Shin.pdf (査読無)(2009)
(9)多田望「共同不法行為における不法行為地の裁判権および主観的併合(東京地裁平成19.11.28判決)」平成20年度重要判例解説(査読無)1376号(2009)342-344頁
(10)多田望「不法行為地管轄」国際私法年報(査読有)10号(2009)49-77頁
(11)多田望「国際民事訴訟における証言拒絶権」熊本法学(査読有)116号(2009)137-169頁
(12)多田望「米州証拠収集条約とその追加議定書について」熊本法学(査読有)113号(2008)161-197頁
(13)多田望「<翻訳>外国における証拠の収集に関する米州条約とその追加議定書の仮訳」熊本ロージャーナル(査読無)2号(2008)95-111頁
(14)長田真里「書評論文 現代における国際取引規範[絹巻康史・齋藤彰編著『国際契約ルールの誕生』新堀聰・柏木昇編著『グローバル商取引と紛争解決』新堀聰・椿弘次編著『国際商務論の新展開』]国際法外交雑誌(査読無)106巻4号(2007)604-613頁
(15)長田真里「国際民事日本法人が台湾法人に注文し輸入した製品に欠陥があったこ

とを請求原因とする製造物責任及び不法行為責任」Lexis判例速報(査読無)17号54-58頁(2007)

(16)長田真里「代理母に関する外国判決の効力 - 民訴118条の適用に関して 東京高決平成18年9月29日および最決平成19年3月23日をもとに」法律時報(査読無)79巻11号45-50頁(2007)

(17)マーク・ファロン(長田真里全訳)「EU法と国際私法との相互作用の枠組み(2)」阪大法学(査読無)56巻5号169-185頁(2007)

(18)関西国際民事訴訟法研究会「婚姻事件における裁判管轄並びに裁判の承認および執行に関する条約(ブラスセルII条約)公式報告書(全訳)[1~6・完]」国際商事法務(査読無)34巻9号~35巻2号(2006~2007)〔共訳。多田望35巻2号253-257頁、長田真里34巻9号1217-1223頁執筆〕

(19)多田望「日本会社に対する貸金返還訴訟と併合提起(後に弁論分離)された韓国会社に対する連帯保証債務履行訴訟」Lexis判例速報(査読無)12号82-85頁(2006)

(20)マーク・ファロン(長田真里全訳)「EU法と国際私法との相互作用の枠組み(1)」阪大法学(査読無)56巻4号167-187頁(2006)

(21)多田望「電子船荷証券と貿易金融EDIの抵触法的規律における諸問題」国際私法年報(査読有)6号86-115頁(2005)

(22)ヘルマン・フォッフスヘルト(長田真里全訳)「ルクセンブルク欧州司法裁判所による法的判断についての比較法メソッド」阪大法学(査読無)55巻1号203-217頁(2005)

(23)長田真里「EU法における『本源国法原則』とその国際私法上の意義」阪大法学(査読無)55巻3~4号227-242頁(2005)

(24)Mari Nagata, Book Review "International Transaction Law (New Edition)- Yasushi Kinumaki", Uniform Law Review - Revue de Droit Uniform(査読無)2004-4, (2005) p.939-940

〔学会発表〕(計3件)

(1)長田真里「EUにおける国際私法の新展開」国際法学会(2008年10月12日、東京外国語大学)

(2)多田望「特別管轄 - 不法行為管轄など」国際私法学会(2008年5月11日、中京大学)

(3)長田真里「Revision of Private International Law in Japan: Suggestions from the EU」大阪大学=グローニンゲン大学共同シンポジウム(2005年)

〔図書〕(計9件)

(1)松岡博編『国際関係私法入門[第2版]』(有斐閣、2009)[共著。多田望「準拠法の決定」32-53頁および「国際裁判管轄」247-279頁、長田真里「外国法の適用」54-59頁、「当

事者・送達・証拠調べ」280-294 頁および「外国判決の承認・執行」295-310 頁執筆]

(2) 櫻田嘉章=道垣内正人編『国際私法判例百選 [新法対応補正版]』(有斐閣、2007)[共著。多田望「国際裁判管轄」166-167 頁、長田真里「直接郵便送達」194-195 頁執筆]

(3) 松岡博編『国際関係私法入門』(有斐閣、2007)[共著。多田望「準拠法の決定」33-54 頁および「国際裁判管轄」259-292 頁、長田真里「外国法の適用」55-60 頁、「当事者・送達・証拠調べ」293-307 頁および「外国判決の承認・執行」308-323 頁執筆]

(4) 吉田勇編著『法化社会と紛争解決システム』(成文堂、2006)[共著。多田望「国際倒産における紛争解決システム」193-208 頁執筆]

(5) 石田眞得編著『サーベンス・オクスレー法概説：エンロン事件から日本は何を学ぶのか』(商事法務、2006)[共著。長田真里 3-39、123-162 頁執筆]

(6) 池田辰夫編『新現代民事訴訟法入門』(法律文化社、2005)[共著。長田真里「涉外事件の訴訟問題」322-327 頁執筆]

(7) 石川明=石渡哲編『EU の国際民事訴訟法判例』(信山社、2005)[共著。長田真里「ブリュッセル条約5条1号に基づく義務履行地管轄」44-54 頁執筆]

(8) 渡辺惺之=吉川英一郎=北坂尚洋編訳『英和对訳 アメリカ連邦民事訴訟規則 (2004-05 Edition)』(レクシスネクシス・ジャパン、2005)[共訳。多田望 181-185 頁執筆、長田真里 101-107、203-211 頁執筆]

(9) 櫻田嘉章=道垣内正人編『国際私法判例百選』(査読無)(有斐閣、2004)[共著。多田望「国際裁判管轄」162-163 頁、長田真里「直接郵便送達」190-191 頁]

〔その他〕

ホームページ等

<http://www.tomeika.jur.kyushu-u.ac.jp/procedure/index.html>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

多田 望 (TADA NOZOMI)

熊本大学・大学院法曹養成研究科・教授

研究者番号：40274683

(2) 研究分担者

長田 真里 (NAGATA MARI)

大阪大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：10314436